

「第56回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和8年2月10日(火曜日) 19:00～21:20

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東

出席者：(滋 賀 県) 中村参与、小川最終処分場特別対策室長、川端副主幹、
外村主査、大屋主査、瀧川主査、千代主任主事、コンサル1名

(栗 東 市) 上山副市長、岩松環境経済部長、西川環境政策課長、川
端課長補佐、石津主事

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハ
イツの各自治会から計15名

(県議会議員) 2名

(市議会議員) なし

(傍 聴) 1名

(報道機関) なし

(出席者数 31名)

司会：ただ今から第56回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。開
会にあたりまして、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室長の小川
よりご挨拶申し上げます。

室長：皆さん、こんばんは。

一同：こんばんは。

室長：夜分お疲れのところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
最終処分場特別対策室長の小川でございます。冒頭、ちよっとお断
りがございます。部長の中村が県庁で至急処理しなければならないこと
が生じまして、本日欠席させていただいております。何卒ご了承賜りま
すようお願いいたします。

さて、この連絡協議会ですが、対策やモニタリングの結果などを説明
させていただき、皆さま方のご心配、ご提言を直接お聞かせいただける
非常に重要な場でございます。本日もよろしくようお願いいたします。

本日の協議会ですが、お手元の次第に記載しておりますとおり、項目
として5点ございます。

1点目、今年度第3回のモニタリング結果でございます。全体的な水質
の状況について大きな変化は見られず、対策工事の効果が着実に表れて
いるものと考えており、引き続き状況を確認してまいります。また、
No. 1-1井戸において、鉛が環境基準を超過したところでございますが、

これまでの調査結果と考察を併せてご説明させていただきます。

2点目、旧処分場施設の維持管理の状況でございます。最近の現場写真をご覧いただきながら報告をさせていただきます。

3点目、アーカイブにつきまして、県の追記修正箇所をご説明するとともに、栗東市さまに作成いただきました部分についてご説明をいただきます。協議会でのアーカイブにつきましての意見交換は、今回が最終の予定でございます。

4点目からは、中浮気団地さまにもご参加いただきまして、対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリングのあり方、それから、今後の対応についてご意見をいただければと存じます。

5点目、対策工事の有効性の確認後の意見交換の在り方について、こちらは今回県からご説明のみさせていただきます。今後、皆さまからご意見を頂戴できればと考えております。

以上が本日の内容ですが、皆さまと情報を共有いたしまして、安全安心の回復に向けて取り組みを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

司会：続きまして、栗東市の上山副市長さまよりご挨拶をお願いいたします。

副市長：失礼いたします。皆さん、こんばんは。栗東市の副市長、上山でございます。今年度4回目の旧RD最終処分場問題連絡協議会でございますけれども、平素より皆さまには栗東市各般にわたりましてさまざまなお点でご協力、ご理解賜っておりますこと、改めて感謝申し上げます。

今ほど、室長のほうからもございましたけれども、今日もたくさんのお話もございます。しっかりと私も地元の皆さまに寄り添いながら安全安心の確保、そして、その回復に向けてしっかり取り組みを進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：本日の司会進行は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の瀧川が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。議事に入ります前に、3点お願いとお断りをさせていただきます。

1点目ですが、ご意見やご質問などをいただく際は挙手をしていただき、司会から指名させていただいた後にご発言をお願いいたします。

2点目ですが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆さまと県および市の意見交換の場です。ですので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。ただし、「5.その他」でご説明する対策工事の有効性確認後のモニタリング等のあり方および意見交換のあり方については、中浮気団地自治会さまにもご参加いただきます。

3点目ですが、会場の都合上、会議は最長でも21時30分までとさせていただきます。このため、議事の進行状況によりましては、途中であっても次の議題に進むことがございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

以上3点につきまして、よろしく願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず次第です。次に資料1、第55回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果。資料2、令和7年度第3回モニタリング調査結果について。資料3、維持管理の状況について。資料4-1、アーカイブ総括編。資料4-1の方は、別冊の総括編のほうになります。資料4-2、新旧対照表。資料4-3、職員ヒアリングの結果について。資料5-1、モニタリングの見直しに対して寄せられた主な意見とそれに対する対応・考え方。資料5-2、対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等について。資料6、対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について。以上になります。資料は全ておそろいでしょうか。会議の途中でも、資料の落丁等ございましたら事務局までお知らせください。また、会議中は適宜前方のスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明いたしますので、お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。まず議事1、前回の開催結果について説明いたします。

主任主事：それでは、前回の開催結果についてご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

前回の開催日が令和7年11月18日でございます。場所が隣のなごやかセンターです。主な質疑、ご意見について順番にご説明をいたします。

まず1番、前回の開催結果についてでございます。①「『今から30分以内に来たら協議に応じる』というヒアリング回答を公開してもよいのか」というご質問。あと、併せまして、「『過去の文書には、住民からの協議要請等の事実を確認する記述がなかった』等の追記が必要ではないか」というご意見を頂戴いたしました。こちらにつきまして、「念のため当時の記録を再確認の上、文言を追加して公開する」と回答をいたしました。なお、こちらにつきましては、ご質問いただいた方に直接ご連絡させていただきまして、修正内容をご説明の上、県ホームページで公開したというところでございます。

次に2番、令和7年度第2回モニタリング調査結果についてでございますが、こちらについては特に意見等はございませんでした。

続きまして3番、維持管理の状況についてでございます。②「水処理施設の警報器の機器異常の警報は施設のどの部分で異常が発生したか分かるような作動方法なのか」というご質問を頂戴いたしました。こちらにつきましては、「既設ラインまたは新設ラインのいずれで異常が発生

したかは分かるが、具体的な箇所までは分からない。水処理施設を停止して調べることが必要になる」と回答をいたしました。

続きまして4番、アーカイブ総括編についてでございます。③「アーカイブのタイトルが単に『不適正処理事案のアーカイブ』となっているが、事案をどのように解決したかの全体的な経過を記録したものであることが分かるような書き方にできないか」というご意見を頂戴いたしました。また併せまして④で「『アーカイブ』という言葉は必ず使わないといけないのか。もう少しわかりやすい表現とすることができないのか」というようなご意見も頂戴したところです。これらのご意見につきまして、「いただいたご意見を踏まえて検討する」と回答をいたしました。

続きまして5番、旧RD最終処分場における対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等のあり方と今後の対応についてでございますが、こちらについては、資料5-1のほうで質問と回答をまとめているところでございます。資料5-1につきましては後ほどご説明をいたしますので、この場では割愛をさせていただきます。

以上、前回の開催結果と説明でございました。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。ご質問、ご意見等よろしかったでしょうか。ご質問、ご意見等ございませんので、次の議題のほうに進めさせていただきます。

続きまして議事2、令和7年度第3回モニタリング調査結果について説明いたします。

主査：それでは、今年度の第3回のモニタリング調査結果について、ご報告差し上げます。

まず、調査地点につきましては前回と同様、RDの処分場の周辺の地下水を中心として調査を実施しております。調査日は10月29日の1日で全て採水をさせていただいておるところです。

早速結果のほうでございますが、3ページ目、浸透水でございます。こちらのほう、近年特に大きな変化はなく、基準以下という状態が続いておるという結果でございました。

4ページ目のほうが側面側の帯水層、Ks3層の地下水でございますが、こちらも前回同様、H26-S2(2)のほうで、ほう素が環境基準の1.5倍ぐらいという状況は変わらずというところで、従来からの状況が継続しておったというところでございますので、ここはまた継続して注視、監視していくというふうに考えてございます。

5ページ目が底面側の帯水層、Ks2層の上流側でございます。まずこれまでどおりといたしますか、H24-7のひ素とH26-S2のひ素、こちらのほうの環境基準超過は今回も確認をされてございますが、前回から説明のほうしておりますとおり、自然由来というふうに考えておるところでござ

います。また冒頭の室長の挨拶にもございましたが、No. 1-1で鉛が環境基準を超える値が検出されたという状況でございます。こちらについては、一番最後で説明をさせてもらおうというふうに思っております。

6ページ目がKs2層の下流側でございます。こちらNo. 3-1で、ひ素が今回も基準は超えてはおりますが、前回から0.01下がった数字という結果でございます。これもそろそろ落ち着いてくるのかどうかというところも含めて、今後も注視をしてまいりたいというところでございます。

次のページが洪水調整池、表流水でございますが、こちらpHは光合成の影響だろうというようなところで、pHが若干高めというふうに思っておりますけれども、それ以外の項目については基準超過等なく推移しておるというところでございます。

8ページ目が結果の一覧というところでございますので、また確認をしていただければと思いますが、先ほど申し上げた項目と、あとNo. 1-1の鉛以外に基準超過の項目はなしというような状況でございます。

9ページ目が敷地境界のガス調査結果ということで、こちら地下水と同じ日、10月29日に空気を採取をしておりますが、東西南北全てで硫化水素は不検出という状況が継続しておったというところでございます。

最後、10ページ目でございます。No. 1-1における鉛の環境基準超過についてというところでございます。まず今回、この鉛が検出された、その由来としましては、地質または孔内に詰まっている重りという可能性があるというふうに考えているところでございます。このグラフの左上のほうが鉛、これが全量ですけども、その下が溶存態ということで、実際水中に溶けておる鉛というふうにご理解いただければと思います。

これを見てますと、大半が粒子状となっております。溶存態、水にほんとに溶けてる鉛がちょっと上がっておりますが、0.006というところですので、大半が粒子状で存在しておるという状況でございます。地下水中に鉛がイオンとして溶け込んでいる量は多くないというふうには思っておりますが、現在、年1回の各イオン種の分析頻度を年4回に増やすなどしまして、ちょっと地下水質をさらに詳細に把握をしたいというふうに思っております。

といたしますのが、ここ、ちょっとこの真ん中にpHと、あと硫酸イオンと HCO_3^- 、重炭酸イオンのグラフをこちらお示しをしておりますけれども、鉛は、この硫酸とか炭酸のイオンと結合して沈殿しやすいという性質を持つ金属でもございますし、pHが下がると溶出してきやすいという、そういう特性もございますので、今回、pHも下がってきておって、硫酸イオンとかもちょっと、原因は不明ではございますが、下がっておるといところで、溶け出しやすい環境が、複数条件がうまく重なってしまったということも可能性としてはございますので、この辺が、今後もこの状態が続くのかどうかという点も含めて、今後も少し確認をしながら、

今後ここをどうするか、当然撤去等も含めて検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。資料2につきましては以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

住民：はい。よろしいですか。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：すみません。栗東ニューハイツの〇〇です。10ページ目なんですけども、すみません、環境基準超過ということで書いていただいております。こちらに記載されている右側に写真があるんですけども、多分これ参考資料かなということ、ちょっと確認なんですけども、撮られた日付が2024年1月30日と書いておりますけども、これはその当時のものですか。

主査：はい。ここ、重りというんですか、これ、この下に水質計が実はありまして、ワイヤーでつっておったんですけども、それが詰まりまして、この詰まりを取るために鉛の重りを上からコツンと当てて衝撃を与えるという、そういう作業を試みたことがございます。その結果、この重りごと詰まってしまったというのが今の状況でございますけども、これは、その当時、詰まった時に撮った写真というところでございますので、大きく状況は変わってはないのかなとは思っておりますけども、今、リアルタイムといいますか、直近の状況というわけではございません。

住民：参考ということですか。

主査：そうです。はい。

住民：承知いたしました。ありがとうございます。

司会：はい。他にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。
はい。日吉が丘さん。

住民：おんなじとこですけど、10ページですけど、前、たくさん鉛が出て、ずっと出てなくて、今回出たということで、前との関連とか何か見解をお持ちですか。

主査：確定的にこうだという話はございません。ただ、水質計が詰まってしま

ったことによりまして、ここ、井戸孔内を全体何年かに1回とかいう形でローテーションで洗浄もしたりしておるんですけども、そういう洗浄行為ができてないということは正直ございますので、この辺の地質由来の鉛というのが、洗浄できてないことでたまってきてると、そういう影響ももしかしたらあるかもしれないというふうに思っております。あくまで可能性の話としてはでございますけれども。

司会：日吉が丘さん。

住民：いや、私がちょっとお聞きしたのは、ここの平成20年から23年までのところも書いてもうてるんですけども、上がってますやんね。

主査：鉛のほうですかね。

住民：そうそう。あれと関連はどうなんかなと思って。

主査：だから、これが地質ですね。

住民：SSもそうですけどね。

主査：うん。

住民：SSもそうですけどね。

主査：この時は採水方法の変更前ということで、今、水中ポンプで水だけ汲んでますけれども、当時、ベラーとかで底の堆積しておった砂、土も一緒に汲んでおったというふうに聞いております。当時、そういう影響もありまして、SSも高いし、鉛も高いということで、この鉛は恐らくこのSS分、地質とかの砂とかの起因するものかなというふうには思っておるんですけども、それが今、水質計が詰まったことで、令和4年に詰まって、そこから井戸洗浄ずっとできていないということもありますので、この辺のたまっておった鉛、この底のほうにはもしかしたら現状たまっておるかもしれませんけれども、そういうものが、この水質的な状況の中で溶出してきてるという可能性もゼロではないだろうというところですよ。

住民：要は採取の方法を変えた影響もあるということですね。

主査：ここの鉛が。

住民：そっから、そう。

主査：不検出になったのは、採取方法変えた影響です。

住民：それ見た時、そうおもたんですけど、いや、そういう話も出てこんかったから、ちょっと聞いてみたんです。だから、その汚れが洗浄してなかったから、たまってたから出てきたのか、それとも、その重りがあるから、その中でそういう成分が溶けて出てきたのか。

ただ、その23年より前のやつは採水方法は違ったから出てるんじゃないかなと思ったんです。だから、今の出てきたのとはまた別状況やったん違うかなと思ったんで、ちょっとお聞きしたんですけど、そういう。

主査：状況はおっしゃるとおり、違うと思います。

司会：他にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

住民：すいません。

司会：はい、赤坂自治会さん。

住民：この重りを入れんなん理由は何なんですか。

主査：重りを入れたというわけじゃなくて、先ほども申しあげました水質計が中にあり、上流監視用に設置をしてございました。それが詰まったということがございます。その詰まりを解消するために上から衝撃を与えて、詰まってる物をまずいったん下に落として、詰まりを解消しようとした。その時に使った重りが、鉛製の重りだったということで、その重りも何らかの原因で一緒に詰まってしまったというところなんです。だから、あえてこうしたわけではなくて、ちょっといろんな経緯があった中で、こうなってしまったというのが、この現状です。

住民：はい。

主査：昨年度の1回目、6月の協議会でも、このNo. 1-1で水質計が詰まったっていう話はちょっとスライド何枚か使ってご説明は差し上げてはいるところではあるんですけども。

住民：鉛と鉛の溶存態って分けてますよね。

主査：はい。

住民：この溶存態っての、僕、さっき聞き忘れたんやろか。

主査：この鉛、この単純に鉛と書いているものは、採った水をそのまま分析したという結果です。溶存態というのが、イメージとしては水中に溶けておるものというイメージで思ってもらったら結構だと思うんですけども、こちら0.45マイクロの穴が開いたフィルターを通した水を測ってもらう。

住民：そういうことか。

主査：ですね。粒子とかは基本フィルターでトラップされて、含まれてない状態の水です。

住民：分かりました。

司会：他にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。ご質問、ご意見等よろしかったでしょうか。はい。ご質問、ご意見等ございませんので、次の議題のほうに進めさせていただきます。

続きまして、議事3、維持管理の状況について説明いたします。

主査：はい。それでは、維持管理の状況についてご説明させていただきます。すいません。ちょっと座らせてもらって説明させていただきます。

維持管理の状況に説明させていただきますと、今回も特筆するようなことはございません。1月15日に、これドローンで撮影しました西市道側から見た全体の写真になります。

続いて2ページ目になります。これが引き続きバイパス側から見た敷地の様子になります。施設として見ていただけるように良好な状況になっております。

引き続きまして、2ページの下段になります。この写真は1月5日に点検の際、撮影したものになりますが、バイパス側の写真になります。

3ページ目は、これは西市道側の写真になります。

3ページの下段ですね。こちらは、洪水調整池付近の写真になります。

4ページ目の上段ですが、こちらは平面部分の状況になります。見ていただきますように、きれいな状態になります。

引き続きまして、水処理施設の状況になります。

主査：はい。それでは、水処理施設の管理状況につきましてのご説明に移らせていただきます。この10月から12月というところでは、大きなトラブルもなく運転ができたというところがございます。

何年か前にも一度ご紹介をさせてもらっておりますけども、これ毎年

やっておりますが、薬品タンクの防液堤の湛水試験ということで水張試験を今年度も実施をしております。2日かけて実施をしまして、水張って丸1日置いても状況変化なしというのを確認して、防液堤としてきちんと問題ないということを確認しておるといふ試験でございます。今回も問題なしというところの結果でございます。

水質等の状況でございますけども、10月からの3カ月間の処理水量は日平均で約39m³ということで、結構少ない数字で動いておるといふところでございます。

原水、処理水とも計画処理水質の超過はなしという状況がございまして、詳細は次のページにございますが、主要項目として、いつもお示しをしております、SS、CODのグラフもこちら記載してございますとおり、十分、この赤線の計画する水質を下回るところで推移しておるといふところでございます。

前回、このSSの状況とか見まして、現在、凝集剤を使わない凝集沈殿をしておると、自然の凝集沈殿をしておるといふところで申し上げましたけども、今回、原水の水質も十分低かったということもございまして、放流水のSSも0.5未満という結果でございまして、非常に安定的に運用できておるといふところでございます。

結果については、こちら、また表になっておりますので、またご覧になってもらったらというふうに思います。

資料3につきましては以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。日吉が丘さん。

住民：今気付いたんですけど、2027年1月15日になってるから、この写真の下。2026年。

主査：すいません。ドローンだけは1月の15日に撮りにいってる時は、そうなるんです。

主査：2026ってことですよね、6。

住民：左下。

主査：すいません。

住民：ちょっとまちごうてる。

主査：間違っています。

司会：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。それではご質問、ご意見等ございませんので、次の議題に進ませていただきます。

続きまして、議事4、アーカイブ総括編について説明いたします。

主任主事：それでは、アーカイブ総括編に関してご説明をさせていただきます。

まず資料4-1、アーカイブ本体のほうを使って、まずタイトルを修正しましたので、そちらのご説明をさせていただければと存じます。アーカイブのタイトルを、前回、お出しさせていただきました、皆さまから非常に貴重なご意見をいただきました。

そのご意見を踏まえまして改訂したタイトルが、こちらに表示しているタイトルでございます。読み上げますと、「旧RD最終処分場における不適正処理と解決への歩み」、サブタイトルとして「住民と行政から後世の皆さんへのアーカイブ」としております。

修正の意図を何点かご説明をさせていただきます。まず資料1のでも記載しておりますが、前回までは単に「不適正処理のアーカイブ」というタイトルにしておりました。こちらのタイトルに関しまして、この事案がどのように解決したか、全体的な経過を記録したものであるということがタイトルから分かるような名付けにはどうかというご意見を頂戴しましたので、「不適正処理と解決への歩み」というようなタイトルにさせていただいたところでございます。

もう1点、アーカイブという言葉在必ず入れないといけないのかというようなご意見も頂戴しました。こちらについては、確かにおっしゃるところも非常に理解できるというところでございまして、アーカイブという文言を使うべきかどうか、いま一度検討したというところでございます。アーカイブという単語が入っていることの一つのメリットといたしましては、このアーカイブの原稿内で、この刊行物自体を何と呼ぶかというのが1単語で指し示しやすい。例えば、「このアーカイブでは何々について記述をしている」とか、そういう記述がしやすくなるというのが一つメリットかなと考えております。

また、アーカイブという言葉の意味で考えましても、アーカイブという言葉が記録をすとか、そういう意味にもなっておりますので、言葉の意味からも非常に中身から遠く離れてしまうということも恐らくないかというところを考えましたので、このアーカイブという文言については残させていただくけれども、副題のほうに入れさせていただくというような形にさせていただいたところでございます。

それでは、実際に中身の修正した箇所をご説明をさせていただきますが、今回に関しましても、修正箇所が非常に多岐にわたるところでございまして、一つ一つに言っていきますと非常に時間がかかってまいりますので、幾つか修正した箇所抜粋するような形で、かつ資料4-2、

新旧対照表使って前後関係が分かるような形でご説明をさせていただければと考えております。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。中段の3番の修正項目でございます。こちらですが、これがアーカイブの冒頭部分に「はじめに」という箇所がございまして、この中で、RD事案の大まかな出来事を記載した年表がございまして、こちらの表を使ってRD事案に初めて触れるような方に対し、RD事案の全体的な大まかな流れをよりつかみやすくするという意図で記述しているというものでございます。こちらにつきまして、平成17年の9月にドラム缶が発見されたことの記述がなかったところでございますけれども、ドラム缶の発見は、この事案を通して見た時に非常に大きな転機であるというご意見を頂戴しましたので、こちらにつきましては「ドラム缶5本を発見した」というふうなところを追記をさせていただきました。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページの一番下に11番の修正項目がございまして、こちらが、いわゆる合対と呼ばれている団体についての記述がございまして、こちらでも略称を若干変更しましたので、そのご説明をさせていただきます。

この産廃処理問題合同対策委員会という団体でございますけれども、これまでの歴史的にもずっと合対という呼び名で皆さんも、そして我々も呼称してきたというふうなところがございます。その呼び名で当初は記述をしていたというところがございますけれども、アーカイブは現代の我々が読むというものに加えまして、将来的にこのRD事案を初めて知る方にも読んでいただくというものでございます。そう考えた時に、合対という略称は、やや口語的過ぎるかなというふうなきらいがございます。合対という言葉からこれが団体名であるということがちょっと分かりにくいのではないかと懸念がございましたので、このアーカイブ内での合対の略称については、「合同対策委員会」というような形で表記をさせていただくというふうな形で略称を置いております。

ただ、一方で、合対というふうに呼称されていたというところの背景につきましても、情報としては必要ではないかと考えましたので、合同対策委員会は住民等から合対と呼称されることが一般的であったというふうな注意書きも記述をしておるところでございます。

続きまして、3ページ目のほうへ進んでまいります。3ページの一番上に、12番という修正項目がございまして、こちらが写真資料を追加したということでございます。以前から申し上げておりますように、アーカイブ、これまで写真資料が少なかったというふうな問題もございましたので、写真資料として、平成11年に硫化水素が確認されたというふうな時期の写真を追加させていただきました。これ以外にも、何点か写真資料を追加させていただいたところがございます。

続きまして、同じく3ページ、14番でございます。14番でございます。

けれども、当時県が受けた住民監査請求について記述をしている部分で
ございます。こちらですけれども、地方自治法上、請求期間が1年とい
うふうに定めがございます。この1年が請求期間であるというところ
についても、記述をしておくべきではないかというご意見を頂戴しまし
たので、この1年の請求期間を超過していたためというような形で期限
を明記するというような追記をいたしました。

続きまして、4ページに進みます。4ページの上段17番、修正箇所
でございますけれども、これが旧RD社に県が改善命令を發出して、その
中でRD社に工事をさせていた時期の記述でございます。この時期です
けれども、旧処分場の中から鉛を含有する廃棄物土が出てきたという
ふうなことがございました。こちらの廃棄物土につきましては、当時、
対策として直接摂取することがないように覆土をするというように
なるところに加えて、住民不安をより無くすというような観点等も踏
まえた上で、粘性土で囲い、埋め戻すというような対策をRD社に
させたというようにございますので、そちらについて記述をした場
所でございます。

この鉛を含んだ廃棄物土の埋め戻しに関して、皆さまから何度か
ご意見をいただいて、県とやりとりをしていたということがございま
すので、そういった経緯も踏まえまして、この箇所についても追記を
させていただいたところでございます。また、この鉛含有土の埋め
戻しの問題につきましては、二次対策工事の際にも問題となったとい
うところでございますので、その時期の話につきましては、6ページ
の25番のほうで記述をさせていただいております。

6ページの25番について説明いたしますが、当時の二次対策工事
の中でも粘性土で囲い込んだうえで埋め戻すという対策が取られた
ことに加えて、埋め戻した箇所をしっかりと記録を残してモニタリ
ングをしていくというようなことが決まりましたので、その時の埋め
戻しの箇所、図面を使った図と当時の写真を加えさせていただいた
というようになります。この粘性土で戻した箇所につきましては、
別途文書が保存されているというようにございますので、こちらの
アーカイブではイメージが分かるような程度の、ざっくりとどの
辺りの箇所かというものが分かるという程度の図という目的で掲
載をしておるところでございます。

かいつまんでになりましたけれども、新旧対照表の説明は以上
でございます。

続きまして、こちらの新旧対照表に掲載している部分以外の協
議会の場以外で、原稿案に関して皆さまから幾つかご意見を頂戴
しているところございますが、ご意見をいただいた時期的な問題
でありますとか、あとは、ご意見をいただいた方とまだ議論中
というようなものもございまして、まだ確定してないというよ
うなものがございます。

直接いただいたご意見につきましては、ご提出いただいた住民の方と

直接やりとりをさせていただきながら、修正内容を確認しているところでございますけれども、何点か新旧対照表に反映しきれなかった部分をいくつか口頭で説明させていただければと思います。資料4-1のアーカイブ総括編本体をご覧くださいながらご説明します。それでは、資料4-1、アーカイブ総括編本体の4ページからご説明をさせていただきます。

こちらの表ですけれども、先ほどもドラム缶5本の発見を追加したということをご報告した、RD問題の経過（概要）年表でございますけれども、こちらに関しまして、硫化水素が22,000ppm出たというようなこと、今、平成12年7月の出来事として記述をしてございます。こちらにつきまして、硫化水素が15,200ppm出たことを書いてはどうかというようなご意見も頂戴しました。

当初、県のほうでは、22,000ppmを検出したことについては記述をしておりますし、同じような出来事を幾つか記述するのかどうかというようなところ、少し考えはなかなか至らなかったというようなところでございますけれども、15,200ppm出たというようなところが2地点で非常に高い濃度で硫化水素が出たことが事態の深刻さを象徴付けるということ考えられ記述してはどうかというようなご意見を改めて頂戴した結果、ご意見を踏まえて追記しようかというようなところで今検討をしている段階でございます。

続きまして、43ページをご覧ください。43ページに掲載しております図は、その1つ前のページから続きの記述ということでございますけれども、先ほど少し新旧対照表のほうでも触れました、住民監査請求いただいた調査の前処理にかかる問題を説明するための図でございます。当時の県が行った調査の前処理に関して問題があるというところで、住民監査請求を頂戴したところございまして、その時に委託調査を出した際の仕様書から持ってきた図がこちらでございます。

こちらの図ですけれども、当時の住民監査請求でいただいたご指摘の中で、調査項目の中で公定法に沿っていない項目があるというようなご意見を頂戴した箇所がございます。公定法の記述の方法についても、この中で記述してはどうかというようなご意見も頂戴しまして、そちらについて検討したところでございます。

公定法自体をここで全て載せてしまうと、非常に分量も多くなってしまおうという懸念がありましたので、公定法自体は記述せず、この図の分析①から③の中で、どういった項目が含まれているのかを書くことで、本来分析①で分析すべきものが分析②と③に含まれていることが分かるのではないかと、というような方向性で議論をさせていただいている段階です。今後の修正予定といたしましては、この分析①から分析③の中身をもう少し詳細に記述をしていくというようなことを予定してるところでございます。

では、続きまして55ページをご覧くださいと存じます。55ページ

が高アルカリ物質の流出等に対する対応ということで、これが平成14年6月から10月ごろの記述でございます。高アルカリ物質の調査をしている段階で、つぼ掘りを旧処分場内でした時に、黒いタール状のものが出たというようなことについて記述をするべきであるというご意見を頂戴したところです。

アーカイブが過去の記録をベースに内容を記述するというやり方で作成を進めているというところでございますので、過去の連絡協議会で、この黒い物質と二次対策工事中に採取された黒い物が同じ物質であるかというようなところの調査と解析をしたということを平成29年の連絡協議会で説明をさせていただいておりますので、その時の分析結果等をベースに記述を作成していこうかというところを考えているところでございます。

また、住民の方からご提供いただいた写真もございますので、そういった写真資料もこの中で追加できればなというところを今考えている状況でございます。こちらにつきましては、またご意見をいただいた住民の方と直接私どもでやりとりをさせていただきながら、修正内容を固めていければというところは考えてございます。

それから、このアーカイブ総括編の126ページ、終わりの部分についてご説明をさせていただきます。こちらが、前回の連絡協議会で皆さまにお願いさせていただきました、各自治会の住民の皆さまからのメッセージを掲載するページでございます。

こちら、今はまだメッセージの掲載はない状態というところでございますが、今の状況といたしましては、いくつかメッセージは頂戴しているというところでございますけれども、未だメッセージが出そろってない状況というところでございます。

最終的には、いただいた自治会さま分については、こちらに、ここでお示ししておるような「〇〇自治会住民」というような名義で出させていただくというようなところを考えておりますので、各自治会さまごとの状況を個別にご相談させていただきながら、いただいたものを載せさせていただくというようなところを考えております。

ただ、この問題が発生してからかなりの時間が経過をしているというところがございますので、このメッセージを記述するのが、もはや難しいというようなご意見もございます。場合によっては、ここにご出席いただいている自治会の方の分が全て出そろわないというような可能性もございますけれども、いただいたメッセージに関しては確実にこちらに掲載させていただくというようなところを考えている状況でございます。

続きまして、127ページでございます。こちらが知事と栗東市長のメッセージを掲載するページでございます。こちらは今まだ空欄というところでございます、こちらについては原稿作成して、内部での確認作業が完了していないというような状況でございます。本来ですと、今日

も連絡協議会で掲載してお話をするというような予定でございましたけれど、なかなか手続き的にここ間に合うことができなかつたというようなところでございますので、やむなく空けさせていただいたというところでございます。

こちらにつきましては今年度末までにメッセージを作成して、埋めた状態でまた皆さまにお示しをさせていただければなというようなところを考えております。こちらですけど、まだ作成中ではございますけれど、その作成に伴いまして、こちらのイメージ図で出しておりますようなA4半ページ分でメッセージをそれぞれ出すというところが、もしかしたら、もう少し文量が増えるかどうかというようなところを調整をさせていただいてるところでございます。

それでは続きまして、129ページをご覧くださいと存じます。129ページからは、この連絡協議会にご助言をいただいているアドバイザーの先生方からのメッセージを掲載するページでございます。

こちらにつきましては、アドバイザーの先生方にメッセージをお願いをしまして、いただいたメッセージをこちらに掲載をさせていただいたというところでございます。

併せまして、こちらのメッセージの続きで131ページをご覧くださいと存じます。131ページの下段のほうに、アドバイザーで今までご意見を頂戴しておりました、小野先生について記述をしているところでございます。昨年度の連絡協議会でもご説明させていただきましたが、小野先生が昨年5月に亡くなられたというところでございます。

小野先生に関しましては、有害物調査検討委員会のころからお世話になってきたというところもございましたし、こちらの連絡協議会でも数多くの専門的なご助言をいただいたというようなところでございます。メッセージ自体は当然昨年亡くなられたということだけでいただけなかつたんですが、何とか小野先生のことについても記述できればというようなところを考えまして、今まで先生からいただいた御助言の中で特措法の実施計画の目標達成に係る確認の際に、安全面の評価のお言葉に加えまして、対策工事を進める中で構築してきた管理体制の今後についてもご助言を頂戴したことを記述するのと、最後に心より哀悼の意を表しますというような形で書かせていただければというようなことを考える次第でございます。

アーカイブについての今後の予定について軽くご説明をさせていただきますけれども、アーカイブにつきましては、先ほど申し上げました修正であるとか皆さんからのメッセージを入れた状態で、年度末のころに最終原稿を各自治会さま宛てに配布をさせていただければと思います。なお、印刷製本につきましては来年度を予定しておりますので、来年度、作成が完了しましたら改めて、その段階でも皆さまに完成したアーカイブを配布させていただければというところを考えてございます。

また、令和5年度、6年度にご説明させていただいた対策編のほうにつきましては、幾つか誤字等に関してご指摘を頂戴したところですが、それ以外に特段ご意見は頂戴していないという状況ですので、連絡協議会でお出しさせていただいた資料からは大きな変更はないというような予定をしております。

また、今後のその個別意見の修正であるとか軽微な誤字等に関しましては、最終的には県のほうで一任をいただければというようなところを考えている次第でございます。

以上でアーカイブの説明を終了いたします。

司会：引き続き栗東市さまからも、アーカイブ総括編についてご説明をお願いいたします。

(栗東市)：はい。続きまして、栗東市に関する記載について私のほうからご説明いたします。

まず、資料4-3をご覧ください。以前から市の職員に対するヒアリングについてご意見を頂戴しておりましたので、職員ヒアリングを行った結果について資料4-3にまとめております。

ヒアリングの対象としましたのは、平成10年度から平成25年度に在籍した部長、次長、課長を対象としております。このうち連絡の取れた方に対して、協議会で提出された質問内容の中で栗東市に関わる内容について聞き取りを行ったものです。

1ページ目の質問番号4になります。「住民から滋賀県職員とRD社との癒着の可能性を指摘されながら、全く調査しなかったのはなぜか」。この質問に対しまして、滋賀県さんのほうのご回答の中で栗東市の職員が関わるようなコメントがございましたので、これについて市の職員対しても聞き取り行いましたが、実際、聞き取り行ったところでは、「そのような話を聞いたことがない」ですとか、「在籍時には聞いたことがない」というような回答しか得られませんでした。

次に16番の「県・市職員による合同対策協議会では、県と市とでは意見が分かっていた。この会議では一体何がどこまで話し合われてきたのか」という質問対しまして、「在籍当時の話し合いでは対策工法として市からは全量撤去を求めていたが、意見が分かっていたため、意見が分かっていた時期もある。ただし、全体的には協力して取り組んでいたと思う」といった意見がございました。

続いて19番目です。「自分の在任中にこうすればよかったと思うことは何か。また、したかったが、できなかったと思うことは何か」といったご質問に対しまして、「県が産業廃棄物処分業の許認可権限を持ち、対応されていた中、市としてもパトロールや各調査等ではできることはやっていたと思う」ですとか、下の「対策工法については当初全量撤去を

求めていたが、最終的には原位置浄化策になった。工事費用等、財政的な大きな問題がある中で、その結果に至ったことは致し方ないと思う。今考えると、現実的に対策工事を実施され、県に対しても尽力いただいたことはよかったと思う」といったご意見がありました。

次、2ページ目行きます。20番目の当初の有毒ガス出ているのではと北尾団地調査に入った際のことですね。「住民に対する行政・企業の初期対応の姿勢に問題はなかったのか」といったご質問に対しまして、残念ながら硫化水素の問題が発生した時の在籍した者に対するヒアリングができておりませんでして、その他の者に関する、「ちょっと当時のことが分からない」というような回答でございました。

最後、21番目です。「県と市の連携に問題はなかったのか。栗東市には県の後追いに終始しているように見え、残念に感じていた。市は住民とは一定距離を保っての対応に感じた。市が住民に寄り添えなかった原因は何だったのでしょうか」といった質問に対しまして、「廃棄物処理法としての指導権限は県にあった。しかし、市としてもできることは取り組んでいたと思う」ですとか、「産業廃棄物処理に関する指導の権限は県にあったが、市としても県と協力して、できることは取り組んでいたつもりである。地元の意見を尊重して、県に対し要望等行ってきた」といったご意見がございました。

これらのヒアリングの結果を踏まえまして、アーカイブ本編に追記をいたしております。資料4-1のアーカイブ本編をご覧ください。

こちら、104ページになります。104ページに、こちら、本編の第5章の栗東市の取り組みの経過としまして、7つ目の項目として、地元および県との関係性として、県の対応の総括となる文章になります。こちらを追記いたしております。

また、その他に追記させていただいておりますのが、本編123ページです。こちらは第7章のRD問題を振り返っての中で、行政の改善として、市の取り組み、123ページの一番下になりますが、市の取り組みについて記載をしております。不法投棄防止対策の一環である不法投棄監視の取り組みについて、追記をしております。

なお、これら2点につきましては、すでに個別にご意見を頂戴しているところではございます。今、現時点の文章を追記させていただいておりますけれども、いただいたご意見等をまた反映させていただいて、個別にまた協議もさせていただきながらより良いものに仕上げたいと考えております。

市から以上になります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。栗東ニューハイツさん。

住民：誤植等は改めて吸い上げられると思うんですが、今気付いたものだけちよっと指摘します。130ページの大東先生の文章ですけれども、形式段落の1字下げができてません。それから、下から2行目、「貴重」ってのは「貴著」になってますね。分かりますか。うん。

主任主事：これ。

住民：うん。多分「貴重」っていう言葉だと思うんですが、「貴重」。それと、これ私事なんですけれども、最後の168ページ、参考文献が挙げられてますけれども、『ドラマとしての住民運動』、私のものも入れていただいてありがたいんですが、もうちょっと『虚飾の行政』ってのも参考にしていただけたらと思うんですが、もしよろしければ、追加してください。以上です。

主任主事：はい。ご指摘ありがとうございます。誤字等につきましては、また大東先生にも直接ご確認をさせていただきまして、内容の確認をできればと考えてございます。それから、参考文献でございすけれども。実は、その直接引用した箇所とは別に121ページのほうに、このRD関係の書籍として、RD関係に関して記述があるものをいくつか記述しております。

実は『虚飾の行政』自体は、直接このアーカイブに引用元としては使用はしていないというのが正直なところでございますけど、ただ、このRDに関して記述があった本という形で、この『虚飾の行政』と『ドラマとしての住民運動』、あと、この『埋め立て地からの叫び』を挙げているというようなところです。

住民：ちょっと最後の参考文献って、その文中で引用したものとの関係はどういう分け方なってるのか。

主任主事：一番最後のページで挙げております参考文献が、このアーカイブ中で途中で例えば引用した箇所であるとかがあるものについては、この参考文献として挙げてるというところでございます。

住民：そしたら、そういうふうにしたほうがいいんで。普通、参考文献ってのは全体を執筆する上で参考にした文献を意味するから、引用文献とは別だよ。だから、ここで挙げる参考文献はこういうもんだ、定義をした上で書いたほうがいいです。

主任主事：それで申しますと、ここで挙げてる参考文献は、どちらかという引用文献と表現するのが正しいです。表現を改めさせていただきます。

司会：他にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。日吉が丘さん、お願いします。

住民：私もちょっとこれ、いろいろ出さしてもうたんですけども、最初に出さしてもうた部分は、ホームページの住民からの意見みたいところで、3回ぐらい前のホームページかな、あれにも載せてもうてるんですけども、次出した分とか、12月に出した分は全然載ってないんで、県のほうから返事もらったんですよ、メールでね。その、これが全然載ってないから、一応トピックというかね、で、これ各自治会に配布していただけるかなと思ひまして。赤坂さんとニューハイツさんと北尾さんと上向さんと小野さん、持ってきました。ついでに来てはるから中浮気さんにも渡しときます。お願いします。

主任主事：すいません。資料の配布ありがとうございます。今いただいている、このご意見のところでございますけど、日吉が丘さんと県のほうで直接議論をさせていただく予定でございます。ホームページのほうでは、まだ挙げていないというところがございますが、今、やりとりまさにさせていただいてる段階でございますので、そのやりとりが一定結論が出て、記述をどういう形でするかというところがまとまりましたら、改めてホームページのほうで掲載させていただこうと考えています。

住民：それで、私がわざわざこれ出したのは、私が意見として、勝手な意見なんですけど、こちらの、出して、こんなんでしょうか言ってのを県なりに判断して直してくれはるとこもあるし、こうしますって言ってくれはったとこもあるんですけど、そういう経緯を一応皆さんにここでいちいち全部言うわけにいかないので、ですから出さしてもらいました。そういう意図です。

それと、これから後、私、日吉が丘のコメントって、そこに入ってるんですけども、その後、もう1回、今日メールいただいたんで、また返事が来てますけど、それはまた後のことで。そういうことです。

主任主事：そうですね。本日、メールの返信を出させていただいた段階で、まさに議論中というようなところがございますが、またそこは固まり次第、ホームページでも出させていただきます。

実はいただいたご指摘、ご意見に関しましては、時期によっては、この4-2は新旧対照表で反映してるものございまして、例えば3番のこの「RD問題の経過（概要）」という表のドラム缶を追加したものっていうご意見につきましては、日吉が丘さんからご意見を頂戴しまして、そちらを反映したもので、他にも恐らくいくつかはあるかなと存じますけれ

ど、個別には、どの自治会からというのは特には記載をしておりませんので。

住民：それで、例えば〇〇さんとかもご意見、アーカイブでこんな書けと書いて、言うてはるらしいんで、私もそれ前お聞きしたんで、そういうこともあるということ、細かいのどこまで言うかは別として、皆さんにお伝えしたほうがいいかなと思うんですけどね。

主任主事：個別にいただいたご意見に関しまして、また公開してよいかどうかとか、また提出された自治会さんのご意向もございます。また直接ご相談をさせていただいて、公開に支障なしということであれば、またホームページに出させていただくようにします。

司会：北尾団地さん。

住民：すいません。資料4の2の1ページなんですけども、下から3行目なんですけど、北尾自治会という通称名になっているので、「北尾団地自治会」に修正してください。

主任主事：申し訳ございません。こっちは「北尾団地自治会」という形で正式名称で記載させていただき。大変失礼いたしました。

司会：他にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

住民：すいません。よろしいでしょうか。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：すいません。ちょっとこのアーカイブというのを見させていただいて、非常に皆さましっかりと作っていただいて、ここに書いてあるとおり、私、新参者ですので後世の皆さんへのほうの、後世の者になるかなというふうに、そういう形、ちょっと読まさせていただきますと、この「はじめに」というところからスタートしまして、RD問題の経過、概要というところ進んでいかれると思うんですけども、やはりこのRD問題の経過のところ、例えば26ページにあるように、平成6年ぐらいからばい煙、ばいじんによる被害が、声があったとか、そういったところがちょっと書かれておられなかったりとか、あと、また特徴的なガスの名称で硫化水素という名前があって、濃度とかも概要のほうで書かれているんですけども、やはり知見のある方は、それが危険なガスだなということは分かるんですけども、ぱっと見た時に、このガスはどういうガスなのか、

どういう怖さがあるのかというところがまずちょっと読み物としての進め方としては、最初のほうに出てくると非常に分かりやすいかなと思うんです。

後述のほうで39ページに、硫化水素ガスの人体への影響ということでコラムの内容書かれているんですけども、そこまで読み進めていくと、一番最初、4ページに書いている硫化水素の22,000ppmを流出。この怖さが初めてここで分かるというところになってきますので、やはりそういうこの人体への影響、どういう怖いガスだったのかってことお示し、最初のほうで示していただけると、やはり読み進めていくうちに、なぜこれが問題視されたのか、どういう危険性があったのかってことで、やはり住民と行政との対応であったり、この問題に関する趣旨に対する進め方としては進めやすいかなと、読みやすいかなという意見でございますので、すいません、新参者の意見で大変恐縮ではございますが、またご検討のほうよろしく願いいたします。

主任主事：ご意見ありがとうございます。「はじめに」の内容については、今頂戴したご意見も踏まえて、もう少し加筆をしていければなというところで考えてございます。また硫化水素ガスの人体への影響というところで、今、ご指摘の中でもいただきましたとおり、39ページのほうで一応影響については記述をしていくというところでございます。

実はこちらについては私も同じようなことを思っておったところですので、人体への影響についてコラムに設けたというところが経緯としてはございます。

ただ、これはここまで読み進めれば分かるところではございますが、最初の「はじめに」のところでも分かるような形であればということもございます。「はじめに」のほうでどこまで記述するかというのは、考えられる必要がございますけれど、もう少し分かるような形で記述をするように修正できればと思います。

司会：他にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。ご質問、ご意見等、よろしかったでしょうか。では、ご質問、ご意見等ございませんので、次に進めさせていただきます。

次、議事5に入る前に、席の追加等行いますので、ここで10分間の休憩をいただきます。10分後の8時25分に議事を再開いたします。それでは、休憩のほうに入らせていただきます。

司会：それでは、議事5、その他になりますが、前回に引き続き、対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等の見直しおよび対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について、説明いたします。

まず、有効性確認後の周辺環境モニタリング等の見直しについて説明

いたします。

主査：はい。では、資料5-1と5-2を用いまして、モニタリングの見直しに関しましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず資料5-1のほうで、前回の協議会の場で主に頂戴しましたご意見と、それに対する対応、考え方を表形式で整理をさせていただきとります。

資料5-2のほうで、前回まで当初の県案の説明というところでご提示しておりました、有効性の確認後の周辺環境モニタリング等について案というものを、このご意見を踏まえてリバイスをしたものというふうになっておりますので、資料5-1を見ながら5-2の変更点を中心に今回説明させてもらおうというふうに考えております。

まず資料5-1のほうからでございますが、1番目、「住民の安心確保の観点から、また自然の野山に戻してほしいという思いがあることから、そういうことも、このモニタリングの目的にしてほしい」というご意見でございました。こちら、当日、前回の協議会の場でも、「そういった安心の確保といった点等は重要と認識してございますので、継続してリスクコミュニケーションを図っていく」ということと、「一方で、行政代執行等で実施をしてきた、そういった経緯を考えると、なかなかそこのままのものを目的にするのは困難」というふうな回答差し上げました。

それを受けまして、2番でございます。「モニタリングを続けていく上で、住民の心に寄り添うという立場、心構えをしっかりと書いてほしい」というご意見を頂戴いたしました。前回の協議会の場では、次回までに検討するというふうにいったん持ち帰りをさせてもらっておりますが、それを今回ちょっと資料のほうでも明記をさせていただきとります。

資料5-2でいいますと、6ページ目というところでございます。今後の「モニタリング等の位置づけ」というところの一番下に書かせていただきましたけれども、「本事案の発生から対策、現在に至るまでの経緯を十分認識し、科学的知見に基づき、住民の安全を確保し、もって安心に資する取り組みとなるよう、引き続き情報公開をはじめ、地域住民とリスクコミュニケーション図りつつ実施する」ということを県の立場、スタンスとして明記をさせていただいたというところでございます。

資料5-1のほうに戻りまして、3番目でございます。「敷地境界ガス調査について終了するのは不安である」というご意見を頂戴しました。当日も基本継続する方向で検討したいということ申し上げておりましたが、今回、資料5-2のほうでも、そこは明確にリバイスをさせていただきました。

ちょっとページ、すいません、飛びますけれども、13ページでございます。基本、この変更したところ、黄色マーカーで印といたしますか、で表現してございますので、そういった視点で見てもらったらというふう

に思いますけども、ガスの発生および拡散防止にかかる対策が適切に維持された最終的な結果を確認するため、県職員のほうで敷地境界ガス調査を継続したいというふうに考えてございます。

ただ、これまで敷地境界でガスが検出されていないという実態、実績を踏まえまして、頻度については年4回にさしてもらいたいというふうに考えておるといところでございます。

また5-1のほうに戻っていただきまして、4番目、「見直し後に上流側では調査をしない案となっているが、H24-7等、ひ素が環境基準超過してる地点もあり、バックグラウンドとして引き続き調査をすべきではないか。また、点ではなく面的に評価するという観点でも考えてほしい」というご意見を頂戴いたしました。当日は、10年以上の長期にわたり年4回調査を実施してきてございますので、変動の範囲等も含めて把握できたものと考えており、終了しても問題はないと考えているというふうに申し上げました。

ただ、ご意見を踏まえまして、改めて状況を確認をさせていただきましたところ、これまでの調査結果から地下水位は基本的に最上流がH24-7が最も高いという状況がございまして、またグラフまではお示しはしてございませぬけども、令和4年から5年にかけて炭酸系の物質が、まずこの最上流のH24-7で上昇しまして、その1年後に下流側にございまして、No. 1-1やH24-6(2)等で上昇するといった時間的なギャップのある変化も確認されるということでございましたので、大きな地下水の動きとしては、これまでから申し上げてますとおり、南東から北西に向かって流れているということが確認をされてございませぬけども、上流側ではH24-7のみ、ひ素が環境基準を超過しているというように、水質の各項目という観点で見ますと、なかなか個別の地点の影響があるんだらうというところで面的な評価は難しかったというところがございます。

ただ、一方で、そういった降雨等による地下環境の変化とかいうこともあり得るかなというところはございませぬので、ご意見を踏まえまして、年1回でございませぬが、最上流の24-7で調査を実施をしたいというふうに考えているというところがございます。

続きまして、資料5-1の5、6、7番目でございますが、こちら、K-1、最下流の関係でございます。5番目が「1,4-ジオキサンも出ているのに調査をやめるのか」で、6番目については、1,4-ジオキサンにも言及でございますが、「ほう素についても、じわじわ過去上がっておった」ということでご意見頂戴しました。また、フロー公害、ストック公害というところで、「これまでに流れ出した有害物質について、どう考えるのか」というご意見も頂戴いたしました。当日には、基本的には調査を終了しても問題ないと考えているということ申し上げるとともに、いったん持ち帰って再度検討さしてもらいたいということ申し上げておりました。

ここにつきまして再度検討をした結果というところがございますが、

クロロエチレンや1,4-ジオキサン、ほう素の動向からは、このK-1、最下流でございますけども、そこが一番関連しているのかなというところのポイントが処分場の直下でございます。No.1というところかなというふうに考えてございます。

クロロエチレンや1,4-ジオキサンを見ますと、No.1で低下をしてからおおむね1、2年後にK-1でも同水準まで低下をしているという状況がございましたし、No.1では平成27年度以降、継続的に低下傾向が続いているという状況がでございます。クロロエチレンは一般的に地下水中の移動が速いとされている物質でございますので、これまでのデータの推移からは、今後、K-1において濃度が上昇する、あるいは環境基準を超過するという事は考えにくいというふうに理解をしております。

一方、ほう素の挙動につきましては、クロロエチレンのような関係を見いだすことはちょっと難しいというところはございましたけれども、地下水中のほう素の一般的な移動距離につきましては、クロロエチレンの約4分の1とされてございますので、No.1で見られたほう素の影響がおおむね10年後、これは、この前の状況にございました、クロロエチレンとかですと、概ね1、2年後かなというところでございますけれども、この4倍値、8年ぐらいになるんですが、ちょっと安全を見て、10年後というふうにしてございます。おおむね10年後にK-1で観測されるといった、そういう可能性もあるんだろうということで、そういったところを考慮したいというふうに思っております。

K-1のほう素の値は、おおむね10年前のNo.1のほう素の値と比べて一定低い値となっておりますので、今後、環境基準を超過するという事は考えにくいんですけども、安全面というところで、No.1において、ほう素の環境基準を超過する値が最後に確認されたのは令和2年度ということですので、このおおむね10年後という令和12年度ごろまでは調査を実施すると。項目や頻度については、観点ⅡとⅢ、こちらについては資料5-2のほう、また見てもらったと思いますけども、それに準じて、ちょっと一定頻度は減るものの、令和12年度ごろまでは調査を実施するというところで再度検討させていただいたというところでございます。

そのあたりにつきましては、資料5-2の記述の部分でいいますと10ページ目でございます。上流側につきましては、降雨等による地下水環境の変動等の状況一定把握するため、24-7、最上流で年1回調査を実施する。下流側についても、令和12年度ごろまで調査を実施するという形でリバイスをさせていただいております。

あと、この基本的にとかいう、若干クッション的に少し単語を追加することもございますけども、それは先ほどの観点の前回整理をさしてもらった、この1、2、3、4というところを踏まえたうえでのご意見を受けての対応ということで、基本的にとか、そういう若干ふわっとした表現を一部追加をさせてもらってるということはご了承いただければと思

います。

8番目は、特段資料5-2のほうに修正云々ではないんですけども、「浸透水より処分場外の地下水のほうに有害物質の数値が高く、対策工事の影響が出てないんじゃないのか。そういう検証はしたのか」というご意見を頂戴しましたがけれども、場内の浸透水のほうに数字が低いという点については、場内は有害物質をしっかり取って、今現在も洗い出しを進めているということがきちんと作用しているという、そういう捉え方もできるというふうに考えているということで、場外については有害物調査検討委員会の場も含めて、これまでご意見頂戴しておりますけれども、一定の枠を決めて対策するしかないという中で、今回は遮水壁や有害物室をできるだけ取るという場内対策を主眼に置いて実施をしてきたというところがございますので、この現状で対策に効果がないというわけではないということを回答を申し上げたということを紹介だけさせていただきます。

基本的に頻度等はさまざまございますけれども、調査を継続してはどうかという部分については調査を一定継続するというところで、資料5-2のほう、今後の見直しについてもリバイスをさせてもらったというところではあります。

地下水調査につきまして、じゃあどうなるのかというのを網羅的に整理したものが12ページになりまして、前回、この最上流のH24-7と最下流のK-1はなかった図でございますが、今回、先ほど申し上げましたように年に1回でございますが、最上流でも測るし、あとはK-1のほうでも令和12年度ごろまでは測るということで、たちまち、この2地点追加をさせていただくとするところがございます。

15ページ目のほうに調査地点の全体の見直し案ということで、ここ特段ご意見はございませんでしたが、水位調査は継続して、ここの遮水壁の内外で実施するという事は変わりませんし、あとは、この最上流、最下流含めて、今しばらくはこういった調査地点で調査を実施をしてみたいというふうに思っております。

こういう調査を実施することによりまして、この旧処分場に起因する影響ですとか、あとは先ほど申し上げましたように、対策前に漏出した有害物質の状況、影響につきましても効果的に調査把握できるというふうに現状考えておるとするところがございます。

主な修正点につきましては以上となりまして、最後、16ページ目でございますが、「今後の検討の流れ」というところがございます。

前回からも申し上げておりますけれども、この協議会の場だけで意見が全て出切るというわけではないというふうに思っておりますので、一部持ち帰って、またご検討いただくこともあろうかと思っておりますので、それについては、できるだけ文章で、メールのほうでこちら、df0001@というこのメールアドレスのほうにお願いできればというふうに思ってお

ります。

最後、今後のスケジュールでございますけれども、本日が第2回目の意見交換、質疑応答でございます。本日のご意見や、今後持ち帰った結果、追加で頂戴したご意見を踏まえて、来年度の6月ごろの協議会の場で対策工事の有効性の確認の評価結果の案とともに、このモニタリングの見直しの最終案を提示をしたいというふうに思っております。

そこでも、3回目の意見交換、質疑応答実施しまして、9月には、こうなりました、こうなりますということで最終的に確定をさせていきたいという、こんなスケジュール感で今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、このペースに合うような形でご意見等頂戴できればというふうに考えております。

資料5関係につきましては以上となります。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。赤坂自治会さん。

住民：この中にPFOSとかPFOAとかのことは一切書いてませんね。

私、何回も今まで言いましたけど、何で書かないのか。なぜ測らないのか。理由を教えてください。

主査：これまでもお答えしてきたかなというふうに思っておりますけれども、現状、滋賀県の河川においては、今、5年に1回、ローテーションで主要河川、環境基準点で測っております。そこで指針値を超るとかということがございましたら、当然その発生源調査なりを実施してまいるんですけども、今、県の全河川、環境基準点において指針値を超えてるという状況にはございませんので、どこか発生源がという話ではないかなという、そういう県内の状況、環境でございますので、たちまち測るということは考えておりませんし、あと、現状、最終処分場関係、排水もそうですけれども、基準値というものがございませんので、なかなかその評価も難しいといった、そういう事情もございます。

住民：地下水ですよ。地下水が河川に入ってくることはないじゃないですか。そら、琵琶湖へ出てくるか、海へ出てくか、どっちかですんで、途中から浮き上がってくることはないの、そらあって、それがかなりの濃度で行ってたとしても、どこでも分からない、結果的に分からないことになってしまうじゃないですか。琵琶湖に出てくるかもしれんし、薄まって分からんだけかも分からんし、私は安心安全、安心、それで調べてくれというてきたわけです。これじゃ安心安全できないです。

主査：まず地下水が河川に入ってくることは十分ございますし。

住民：どこで。

主査：どこでというのは。

住民：一体どこであがってくんのか。どこで、どこでこの水がどこへ出てくんのか。考えられるって、どこで考えられんのか。

主査：一般論として地下水が

住民：一般論じゃないですよ。これ、K-1の話してるんです。

主査：K-1。

住民：この水がどこへ出てくるんですか。そんなん言うんやった、どこへ出てきたか、はっきり分かるんだったらいいですよ。そうじゃないでしょ。

主査：K-1が何のことか、あれですけど、基本的にPFOS、PFOAについても、国の審議会なり答申なりでも、そのスタンス、考え方も、以前申し上げたと思いますけども、基本的にまずは人の口に入るところを押さえましょうと。つまり飲用水ですね、水道水。

住民：琵琶湖使ってるじゃないですか。

主査：ですんで、だから基本的には上水のほうで押さえると。

住民：薄くなるかはしれんけども、やっぱり安全安心として調べてくれって言ってるわけです。

主査：そこについて、だから安全なり、安心なりっていうところは人の口に入るという観点ですので、上水道のほうでしっかりと測るということが義務化もされましたし、実際もこれまでも任意で測られてますけども、今後は義務的にも測られると。

住民：もう大元で調べんのが一番早いじゃないですか。一回だけでもいいから調べてくれたらいいわけですよ。たった一回でもいいですよ。やっぱりね、それやったら安心やなと思えるようにしてください。やっぱり、こんだけ世界的に問題なってる物質なんですよ。ほれで、その自然分解もしないといわれてる。そういうもんが実際に世界的な汚染が出て、アメリカでは基準4ですよ。日本の基準は今めちゃくちゃ低いけど、50か何か

だと思ふんやけどね。そやけど、その基準とかいうのではなくて、とにかくあるか、出てるか、出てないか、そこを調べてくれっていうてるんですよ。やっぱり本来、県やったら住民とか、県民のこと思て、言われんでも調べるの当たり前じゃないですか。私はそう思いますよ。私が行政側の立場やったら、言われんでも調べますよ。やっぱり県民に健康でいてほしいですわ。

主査：先ほどから何回も繰り返すにはなりますけども、安全安心の意味では国のほうも統一した、まずは方針としては、まずは人の口に入るところでしっかり押さえる。それが上水道です。

先ほどのアメリカの基準4という話、これも上水道の基準です。環境基準はアメリカにはございませぬ。その中で、日本は一応50という上水道と同じ指針値で環境中も基準にはしてございませぬけれども。

住民：さっきないって言うたやんですか。今あるじゃないすか。言うてるものがちゃうやん。

主査：環境の指針値はございませぬけども、処分場に起因するとか、そういう話ではございませぬので、そこについて、先ほどから申し上げてますけども、人の口に入るところをまずはしっかり押さえると。つまり環境基準ではないところで。

住民：そなん遅いし、やっぱり大元で、大元でないということが確認されたら、みんな安全で安心やないすか。一回でもしてくださいよ、一回でも。私、そなんずっとせいて言うてませぬよ。

主査：大元、大元と仰いますが、ここの地下水は、つまり飲料水の大元でも何でもないですよ。

住民：そなん。琵琶湖入っても、それも飲料水のもとじゃないの。

主査：だから、これも含めた全域ですよ。

住民：分からん、言うてること。

主査：滋賀県の全域から琵琶湖に流れた。

住民：薄まったらええわけや、要は。そういうことやね。

主査：薄まったらいいという表現するかどうかは別ですけど。

住民：いや、けど、そう取れますよ、それは。大元にあってもかまへんやん。薄まって出て、基準以下やったらええやんって。

主査：人間に対する被害は、それでないだろうということにはなりますので。

住民：だから、大元で一回調べてくださいよって言うてるわけです。何回も調べろって言いませんよ。一回でもええから、調べてくださいって言って。

主査：そこは回数の問題ではなくて、もちろん政策的な効果ですとか、そもそも行政としてどうするかという話がございますので、そこに関しては現状、先ほど申し上げましたけども、環境基準点で指針値を超えとか、そういう状況になれば個別の発生源の探索等含めて対応はしてまいりますけれども、現状、そういう状況にはございませんので、個別具体的に測るところまでは必要ないというふうに県全体として今運用判断をしているというところですよ。

住民：そんなん言いかけたらK-1で調べてる意味すらもなくなってしまうよ。

主査：そこは前回、最下流で不安だということでしたよね。

住民：ちょっとそこ。

住民：おんなじことやないすか。

司会：日吉が丘さん。

住民：だいぶ前ですけど、3、4年前かな、ここの場で、これからいろんな物質がそういう規制に入るかもしれないので、そういう時は、ここは、そういう、いろいろ入れたところなんで可能性もあるから、そういったことを調べるとか、そういうことも考慮に入れて対応してくださいねって私言うたことあるんですよ。議事録に載ってたかどうかはちょっとはつきりしないんですけども、それやったら、管理監の方で、もう今はそこに座ってはらへんけども、「はい」って、一応その時は「はい」って言うてくれはったんですけどね。

だから、そういうようなことで、突き詰めて言えば、言わはることはそれなりのこと言うてはると思うんですけども、この処分場については、そういういろんな不法投棄もあったし、いろんなもんが入ってきたと。その時は規制がかかってなかったと。でも、後になって、いや、これはやっぱしおかしいよということだったら、その時点では規制がかかるわ

けですね。その前に投棄したことが罪なるかどうか、また別として。ただ、そういうことがあったら、その場所において、そういうことがあるかどうかをやっぱし調べてもうたほうがええんじゃないかなということもあって、私、前、そんなことを言うたわけで。

そやから、〇〇さんも多分同じことをおっしゃってるんじゃないかなとは思いますが、だから、一応考えてもうたらええかなと。すぐにやりますとかいうのは、ちょっと言えへんとは思いますがね、県の所有地でもあるんで。はい、すんません。そういうことです。

主査：はい、ありがとうございます。ご意見はよくよく分かります。ただ、正直、先ほど申し上げましたような状況もございますし、あとは、実際測ったとしても、その数字の評価ができないという、さまざまな状況もございますので、そこはちょっと慎重にこちらとしては考えたいなというところは正直ございます。

住民：慎重に考えるんですか。ほんとに検討するんですか。ただ頭で考える言うてるだけですか。そこら辺、はっきりしてください。ほんとに検討して、やるか、やらんか。そやけど、私が言うてるのは県民の安全安心するんやったら進んですべきでしょって言うてるんですよ、言われんでも。

主査：ですんで、そこ何回も申し上げますけど、この基準って人の口に入る基準なんです、指針値の50にしても。環境中に一般的に存在して、それが善か悪かではなくて、人の口に入って影響が出るか、出ないか、そういう基準ですので、このもちろん安全安心と。

住民：だから、そう言いかけたら今のK-1で、K-1じゃないわ、廃棄物処分場の地下水で出てんの、みんなええことになってしまうじゃないですか。

主査：だから、環境基準以下ですよ、基本的に。

住民：基準超えてたって、口の中入らんかったらいいんですよ。調べないんやから、超えてるか、超えてないか以前の問題や。

主査：環境基準を超えて流れ出してる。それが地表に出るとか、地下水を飲用として飲むかもしれないというところで、それが生活環境保全上の支障だったわけですよ。

住民：だから、それ説得力ないですよ、そなん。おんなじじゃないですか。何も変わらんじゃないですか。

主査：変わらんといいますと。

住民：だから、地下水、地下水いったもんを直接飲むとかないんでしょう、あなたがいうのやったら。私は超えてるか、超えてないかで、あるか、ないかを見てくれって言うてんですよ。それが、濃度がどんなけか分からんやん。そういうこと私ら不安ですよ。みんな結果的になってしもてんねん。後から問題なってしもてる。ほして被害にあったって、今度は因果関係がどうのこうのとか、そういうので全部住民の意見なんてはねつけてしまうね。今まで行政、みんなそれですよ。今まで、まだ水銀の問題やとか、あんなんでずっと尾を引いてますやんか。ほんとの被害者になっても救済もされないような状態にもなってる人もいるわけですから。そうなれって言うんですか。先に調べてください。

主査：だから、実際問題として、だか、ちゃんと上水道のほうで押さえてますよね、今。

住民：だから、そう言うたら、今調べてんのは何ですかって言うてんねん。薄まってしもたらいいわけや。そしたら、私ら言うてること全然違うね。

主査：薄まってしまったかどうかはあれですけど、薄まるということは一定この対策をする上でも期待してる部分がございます。一部項目ですね。1,4-ジオキサンとか、前回からおっしゃってますけども、薄めるしかない、薄まるのを待つしかない項目も正直ございます。だか、対策としては、先ほども申し上げましたけども、枠を決めて場内対策を中心に今回は実施をさせていただいて、処分場外にこれ以上有害物質が流れないようにしましょうと。

住民：PFOS、処分場が原因でもものすごい濃度で出てるところが何カ所もあるわけですよ。現にあるわけですよ。じゃ、ここは、じゃ、絶対大丈夫というはんこ押せるんか。あなたは言えんのか、それ、はっきりと。ここは絶対大丈夫ですよって。

主査：大丈夫かどうかではなくて、処分場が出てるところも全部が全部ではないでしょうけれど、もちろん水道水源として使ってる河川の上流だったとか。

住民：だから言うてるやんか。

主査：元をたどれば、水道水源で指針値を大幅に超えてるとか、そういう状況をさかのぼっていったら処分場だったということはございます、確かに

それは。処分場だからといって調べたわけではなくて、あくまで水道水源、水道水がベースにはなっておりますので。

住民：そんなん言いかけたら、今の調査は何ですかって言うてんです。調査、何のためやってんの、そしたら。

主査：だから、今回の説明の中で申し上げましたけども。

住民：これ、これ、水、直接飲むの。飲まないですよ。

主査：だから先ほども申し上げましたけども、処分場に起因して、

住民：おなじじゃないすか。処分場に起因するかどうかを調べてくれて言うてんですよ。

主査：起因して、今後、環境基準を超えて流れていくとか、そういうことがないようになって話

住民：説得力ない、そんなもん。どうしても調べたくないっていう意思にしか聞こえないですよ。私らの安全安心願うんやったら、一番に調べてみるべきですよ。

主査：何回も申し上げるようですけど、だから、一番はだから水道水です、そこは

住民：そんなん言うたら一緒やんけ、これでも。

主査：一緒という意味が、すんません。

住民：これ直接飲む水ですか。

主査：直接は飲まないですね。飲めないと思います。

住民：そうでしょう。一緒やんけ。

主査：だから、それが超えるような水が行かなくて、しかも環境基準として今集まって。

住民：だから、PFOS、PFOAなんてどんだけ出てるか分からへんのに、それで安心せいで言うて言うんですか。できるわけないでしょう。

室長：すいません、ご心配なさっている懸案はよく理解をしております。調べ方も、もちろんございますし、全国的なこともございますし、いろんな事例も出てきてるってということでもございますので、その辺も含めまして考え方なり整理させていただきたいと思います。どうするか検討って部分もございますし、いろんな、先ほどからいろんな基準とかいう話も出ておりますし、同じことやないかという話もあったと思いますし、そういうことも、いったん整理させていただいて検討させていただきたいと思います。

住民：考えていただけるとのことですね。

室長：はい。

住民：はい、分かりました。

室長：いろんなことをちょっと調べてみます。

住民：はい、お願いします。

副主幹：やはり今おっしゃっていただいたPFOSという物質なんですけれども、液体クロマトグラフの質量分析計で分析するということになります。この質量分析計自体はすごく塩類濃度に影響を受ける物質でもありまして、こういう今の下流側の地下水で塩類濃度が高いような状況であると、やっぱり実際、測定した値が実際ある濃度よりも高かったり、低くなったり、そういうような状況が出てきたりします。

なので、分析機器で測ったからといって、それがどのように評価したらいいのかというのが、やはり塩類濃度が非常に難しくなってきます。だから、その値が低かったからどうか、高かったからどうかというところが非常に難しいところでもあるので、そこをよく、今、研究等進んでいるところですので、十分見極めてからどうするかということを考えていく必要があるのかなというふうに考えています。

住民：その分析のこと、確かにそういうことあると思いますよ。あると思うけれども、とにかく、とにかく一回調べていただいて、それから、その塩分のそれが影響してんのか、してないのかを追調査したらええわけじゃないですか。

副主幹：いや、それはね。

住民：やはり一番に調べてみるんちゃいますか。

副主幹：値が出たから、その影響する塩類があるならそうなっているところなのか、それとも他の物なのか。そこがやっぱり測定値に対してどういう影響が出てくるのかっては、なかなかその評価が難しい物質でありますので、やはりそこ、今、大学等でも分析機関等でも研究が進んでいるところですので、そこをしっかりと、評価の仕方を確立できてから分析機器で分析をして評価をしていくということが重要なのかなというふうに考えています。

住民：しかし、それで手遅れになったらあかんし、時間がたってしもて、しまいに、こんな問題消えてしもたら何もならへんわけですよ。そんな、いつになったらできますっていう、それが分かるんやったらいいですよ。あと1年後、2年後でできますっていうんやったら、それから測りますと。けど、それ、いつなるか分からんのに、うやむやになってしもて終わってしもたら何にも分からへんで。やっぱり取りあえず一回調べてもらうべきやないですか。

やっぱりあちこちで、この問題、ものすごい問題なってますよ。今まで、ええ水や言うてて、名水にまでなった水が急にそれで飲んだらあかんってなってるよあるわけですよ。分からんじゃないですか、そんなもん。個人の井戸やたつてあるやろし、やっぱりそこで出ないという保証ってないし、出ても、その人が調べんかったら分からんし、被害者になってから分かったって遅いですよ、それは。地下水くみ上げて、飲料水でやっているとこもありますやんか。急に濃度が増えてきたという場合もありますやん。もっと元を調べんのが一番簡単なんや。一回調べたら分かることですよやんか。

主査：すみません。調べろ、調べろというご意見はさっきから頂戴してますけども、じゃあ、仮に1,000という値が出ましたとなった場合、その数字を使って、どういうことに活かすといいますか、どういう今後の流れを考えているのかも含めて、一回またご意見ください。

住民：いや、それは行政が考えることでしょ。私らみたいな素人にそんなん投げられて、私ら返答できますか。

主査：それであれば、先ほどからの名水だとかもおっしゃってますけど、それ全部飲み水ですよ、健康被害だとおっしゃってますけど。

住民：いや。

主査：だから、ここで仮に1,000だとしても、ここは出庭かな、水源地のところは全部市さんとかのところで測ってらっしゃって、指針値の50は切ってるわけですね。

住民：でも、会社で掘ってるボーリングやってあるし、そんなとこまで把握もできないやろし。

主査：だから、じゃあ、ここ1,000だったとしたら1,000だったで、何を目的にここを測るのかと。先ほど健康被害、健康被害ということもおっしゃってましたけども、それ全部飲み水という前提がありましたけど、今回、それ飲料水ですね、水道水、上水のほうは基準以下という前提がある中で。

住民：いや、調べんと、調べなくても、あんたは安全だとはっきり言えるわけやね。

主査：飲んでる水では超えてませんからね、50は。それはそう思います。

住民：ああ、そう。

主査：はい。

住民：でも、それが次、後から急に変わるってことあるよな。

主査：変わるってのは。

住民：その基準、出てきたら数値が変わるってことあるよね。だって今までの名水が急に飲んだらあかんとなったんやから。現になってるんやから。

主査：だから、そうなったら、もちろん、先ほど申しあげましたけども、だから環境基準点なり、そこで

住民：もういいですわ、あんた。

主査：50超えたら

住民：もういい。とにかく検討して、検討してやってもらえるわけですね。

室長：先ほどから処分場からとの話、名水がっていうお話もありましたし、一方で国の方針とか、法体系っていう部分もありますし、飲み水が対象に

なってるという考え方も一つにはあります。そういったことを全部含めて、どうしていくかというのは考えさせていただきたいと思います。

住民：前向きに検討してください。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：栗東市さんに質問なんですけれども、地下水は1年を通してあんまり温度が変わらないんで、最近、夏場が暑いですよね。その地下水を利用してミストをかけるような形で気温下げるって試みがあって、気になってるのは、この下流、ホースパーク構想ですけども、お馬さんを夏場に育てるために、そういった形で地下水を利用するっていうことは考えてらっしゃるのかなということなんだけど、というのは、昔、よく、子供が小さいころにトレセンのプールによく行ったんですが、あそこめちゃめちゃ冷たいのよね。何で冷たいんだと思ったら、地下水使ってるから冷たいんだと聞いて、結構JRAは地下水利用して馬育ててるんだなと思ったんで、あそこのホースパークで馬たくさん飼うんだったら、地下水利用するってこと考えるんじゃないかなと思ったんで、その辺の計画があったら教えてください。

栗東市：現時点でホースパークをどのようにするのかってところは、今もまだそのあたりまでは考えられておりません。ただ、〇〇さんおっしゃるように地下水を利用するってことは十分あり得る話だと思います。

住民：あり得るのか。

栗東市：あり得ると思います。

住民：そうなるよ、それこそ、ほんとに地下水の安全性ってのより重要になってくるわね、当然ながら。

住民：よろしいですか。今回、その話出たんです。馬を洗うとか、便所の排水使うとか、飲み水、その基準は大丈夫かなという話はしてたんだけど、やる時はもっと検査はしますっていう流れで、そんなところ、飲み水じゃないのでって話は出て、足を洗うとか、トイレに使うぐらい。ただ、やっぱり、基本注意する。そこら真剣に調べなあかんのやけど、今のところ基準、飲み水じゃないのでいけるかなって言い方してます。

住民：ただ、どういような公園にしたいかっていう話があった時に、うちのニューハイツの若い奥さんたちは、子供たちが水遊びできるような噴水

みたいな物造ってほしいって意見あったんだよ。子供に水遊びさしたら、水、わざわざごくごく飲むわけじゃないけど、飲んじゃうことあるよね、当然ながらね。

そうすると、やっぱり安全な水じゃないとまずいんじゃないかなと思うんでね、その辺は今後、栗東市さん、どうやって配慮するつもりなんだろう。

栗東市：そのあたりも地下水で、そのもちろん安全基準をしっかりとそこは確認をして使いますので、またどのような、その水をどのように使うかっていうことも今後また考えてまいりますけれども、そのあたりのしっかりと安全性は確保するようにしてまいります。

住民：それなら、今後利用する可能性も高いということでしたら、栗東市さんと滋賀県さんでもっと協力し合って、地下水の安全性の確認ってことやっていたきたいってことを希望いたします。

主査：ホースパークの話が出ましたので、ちょっとすみません、この機会に、このK-1なんですけども、今、ホースパークの計画としてホームページに公表されている図面上ですね。ここ、傾斜がかかってて、ここが一番低い所ということで、ここがちょうど調整池ができるかなという計画となっておりますので、K-1、仮に調査を実施するとしても、その途中でホースパークさんの造成なり何なりの都合で、少し位置をずらすということもあり得る。場合によっては、工事とかの関係で欠測するということもあり得るという点は一定ちょっとご了解お願いしたいというふうに思います。

住民：地下水てのは、そんな川みたいに、流れが詰まってるわけじゃなくて、面として流れてるわけです。そんなこと通るんか。全体として流れてるわけやから、こっちで引っ張りゃ、こっち流れていくわけよ。

主査：すみません。どういう観点のご意見ですか。

住民：砂層というか、水の層があるでしょ。それが川みたいに、こんなあるわけじゃなくて、面としてあるわけです。

主査：ですね。はい。

住民：ねっ。私、そら、そういう本読んで言うてるんですけど、面としてあるもんやから、ここで汲み上げりゃいいいうたって、ここで汲み上げりゃ、こっち来るわけですよ。

主査：すいません。汲み上げるというのは、どういう。

住民：今みたいに利用しようと思った時、汲み上げるでしょ。汲み上げたら、この水もこっち行くんですよ。

主査：流れる以上に引けば、もちろんそうだと思いますけど、今、このホースパークさんができようとしてる所、特に流末側、下流側では基本自噴してるという状況もございますので、どこまでポンプで引くのかなというのは分かりませんが、自噴してるのであれば特に現状から大きな変化はないと思います。

住民：どっちにしたって、あなたの言うてる下流側とか、そんなことで片付く問題ではないです、はっきり言うて。私は本読んで、いろいろ見たら、そういうことが書いてあったんやから。

主査：今申し上げたのは、K-1のこの場所がホースパークを造る上で調整池、洪水調整池になり得る場所になってるので、この座標で調査というものはなかなか難しくて、少しその調整池を外す形で、掘り直すという表現が一番いいのかもしれないけども、K-1を改めて少しずつらして造るということもあり得るということをお願いしました。

今、井戸がある所が大きな池、雨水が集まる池になるという、そういう計画がございますので、この井戸を使えなくなる。だから、この池を外す形で、できるだけこの今のK-1に近い所で井戸を掘り直す。そういうこともあり得ると。工事とかの影響によったら、場合によっては、なかなか作業ができないとかっていうので欠測することもあり得るということを一点ご了承お願いしたいということ申し上げたんです。

住民：どこかに温存するんだったら、それでいいですけどね。なくなるんだったら困るけど。

司会：すいません。ちょっと時間のほうが押していますので。

住民：簡単に。

司会：簡単。じゃ、簡単をお願いします。

住民：話が変わるんですが、会議の最初のほうで、1-1、No. 1-1で鉛が検出されたという話がありましたですね。それに対して、対策として今回、今の運営委員会ですけれど、今後、各イオン種を年4回ぐらいに増やすと

確認をしていたり、そういうご意向であったんですが、そうすると、1年とか、この先、この中身がどう推移するかってのは数年かかってくる可能性はあるんですよね。

そういうことを考えると、今回のモニタリングプラン中で、この鉛の今後の確認の考え方とモニタリングプランとの整合というか、その中にどのように乗せていくのかということ、お考えがあったらお聞かせ願いたい。

主査：はい、ありがとうございます。すいません。この資料中は処分場の管理という観点で整理をさせてもらっておりまして、No. 1-1はこれとはまた別途管理を当然していく必要があるというふうには考えてございますので、これの資料5-2の表の2ですかね、別紙になる、表も付けてくださるように、そこに今回のNo. 1-1の鉛の件までは表中にはまだ落とし込めてはいません。

ただ、もちろんNo. 1-1の鉛で今、できるだけ近い所の下流側とかでも、当然調査は継続はするつもりはしています。それは処分場の管理というよりは、No. 1-1の管理という意味で継続をしてみたいので、そういう意味で、この中には現状入ってないというところをご理解をいただけると。

住民：今は入ってないけれども、今後、継続して監視するという位置付けのなかで、新たにそこ加わるという理解させていただいてよろしいですか。

主査：はい、そうです。

住民：ありがとうございます。

住民：よろしいか。

司会：手短にお願いいたします。

住民：手短に、先ほどまとめのところですけど、15ページですけど、まとめのそこなんですけど、お願いしたいのは、年に1回の測定と聞いてるんですけど、できたら複数回やっていただく、複数回ね。何でかいうと、県は年に何回かやって、それを平均して判断すると、それがマニュアルだというふうに聞いてますんで、1回じゃなくて複数回でお願いします。

それと、水位なんですけど、これ2カ所を測るようになってますが、私の希望としては、平成3年度の深掘りの穴、今まで測っていたC-1、ここを測っていただきたい。

さらに平成10年の深掘りの穴、これも測っていただきたい。ここは10

メーター、11メーターの水がたまってます。貯留してます。これをきちんと測って、よく見ていただきたい。

それと、揚水ピット層の水位も測っていただきたい。水位は大変重要で、水位が上がれば上がるほど、水圧がかかって下流へ流れていきますから、この点はもう言いませんけど、その点、今後入れていただければと思います。

主査：ちょっと回答はまた次回にさせてもらおうということで。

司会：それでは、いったん先に進めさせていただきます。続きまして、対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について、ご説明のほうさせていただきます。

主任主事：それでは、資料6、対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について、という資料を説明させていただきます。

こちらの趣旨ですが、この連絡協議会の今後の意見交換などというところ考えていくために出させていただいているものでございます。

一番上から順に説明させていただきます。旧RD最終処分場有害物調査検討委員会というものが過去ございました。こちらの中で小野委員、樋口委員、梶山委員、3名の委員から対策工事に関して、周辺自治会の住民の方と行政が話し合う場をつくっておく必要があるというご意見があり、周辺自治会の皆さんとの話し合い、これが、連絡協議会が始まる前に、この自治会の皆さんと話し合いする場としてございました。この話し合いの中で、意見交換の考え方について協議をし、この話し合いと同じような形で、この連絡協議会を開催するというようなことになったという経緯が、この協議会にはございます。

続きまして、この協議会がどういったことを議論する場なのかというところを改めて見ていきますと、連絡協議会設置要項の第1条で、こちらの協議会は二次対策工事の具体的方法、工事の実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認、これはモニタリングのことですね。続きまして、一次、二次対策工事の有効性の確認、その他、二次対策工事に起因する問題と、こういったところについて意見交換をするというようなところを謳われているわけでございます。

令和7年度末まで、つまり本年度末までの周辺環境モニタリング等の結果を踏まえて、対策工事の有効性を確認することになっているところでございます。

最終的な評価については、またこれからというところではございますけれども、これまでのモニタリングデータの推移を見ますと、対策工事が有効性であるというところは確認ができる見込みです。

ただ、対策工事の有効性が確認された後においても、県は旧処分場の

土地の管理責任に基づいて、モニタリングや、維持管理を継続していくという予定をしている状況でございます。

こういったところを踏まえますと、対策工事の有効性の確認後に関しましては、連絡協議会は設置目的を一定終えるというところでございますけれども、今後の意見交換をどうするのかというところに関しまして、今後、意見交換のあり方を検討する必要があるという状況でございます。

次のページへ進みます。続きまして、前提の整理というところで、これまで、この連絡協議会でこういったことを意見交換してきたのか、それについて、今後、どうなっていくのかというようなことをまとめた表でございます。

この項目というところが、これまで連絡協議会で意見交換をしてきた事項でございます。順に申し上げますと、二次対策工事、モニタリング、浸透水の揚水処理、旧処分場の維持管理、有効性の確認、その他というようなところでございます。

上から順に見ていきますと、二次対策工事に関しましては、有効性の確認後は新たな議論が必要な事項はなくなるという見込みでございますが、2点目、3点目、4点目のモニタリング、浸透水の揚水処理、処分場の維持管理に関しましては、土地の管理責任に基づいて引き続き実施をしていく必要があるというような状況でございます。次の有効性の確認につきましては、有効性の確認後は当然新たに議論が必要な事項というものになるということでございます。その他として、これまで連絡協議会ですと、先ほど引用させていただいたアーカイブだとか、あとは旧処分場の県有地化、こちらについても議論がございました。こういった取り組みをしてきた内容についても意見交換をしてきましたが、今後につきましては新たなトピックが出てきた段階で、必要に応じて意見交換するものというところで考えている状況でございます。

今後の意見交換のあり方についてというところですが、先ほどの表で確認しましたとおり、これから、今後、県が取り組む事項としては、モニタリング、浸透水の揚水処理、維持管理、この3点というところでございます。

こういった事項に関して、想定される意見交換を今後どういう形で開催していくのかというようなところでございますけれども、幾つか例を挙げさせていただきました。例えば、説明会形式で実施するというようなもの。これは各自治会から代表の方にご参加をいただいて説明会をするというイメージで思っております。

続きまして2点目、質問ブース形式で質疑をするというもの。こちらについてはテーマごとに質問ブースを設けて、出席者は希望ブースで担当者に直接質疑をするというものです。イメージとしましては、例えば今の連絡協議会では、モニタリングや維持管理といったことを各担当者がこの場でご説明させていただいているところですが、こうしたテーマ

ごとに質問ブースを設け、そこで直接お聞きいただくというような形式を想定しています。

続きまして、跡地利用協議会に一本化するという案。こちらにつきましては、例年11月ごろに跡地協議会を開催しているところがございます。こちらは跡地の利用方法のみについて議論する場でございますけれども、その中で管理状況等について、報告やら意見交換をしていくという形で一本化をするという方法も一つございます。

最後に、これは理論上では可能というところで一応書いてはおりますが、会議体等を設けないとうようなこともありうるのなというところで書いております。こちらは、モニタリング調査結果等の、県の取り組みに関しては従来どおりホームページ等、情報発信してまいりますので、そうした情報発信に対して個別に問い合わせいただくというようなイメージです。

検討例というようなところで、一つ例を挙げさせていただきました。意見交換の開催形態として、例えばというところで挙げておりますが、説明会形式と質問ブース形式を組み合わせるというようなところもあり得るのかなと。説明会単体で実施するというところもありますけれども、こういった形で複数組み合わせるというのも一つ方法としてはあるかなといったところです。

例えばですけど、モニタリングと調査結果については従来どおり説明会形式で説明をする。そちらについての質問については、質問ブースで担当者に直接質疑を行う。こういったことが考えられるのかなと思います。

質問ブース形式に関し思っておりますのが、直接のお話をさせていただくこととなりますので、これまで以上によりきめ細やかにご質問に対して回答ができるかなというところは一つメリットかなと考えている状況でございます。あくまでこちらは検討例でございますので、こちらどうするかは、今後、これから議論していくというようなことでございます。

今後の検討の流れというところですが、今日ご説明させていただいた内容につきましては、今後の検討のあくまでもたたき台というところでお示しをさせていただければという所でございます。

住民の皆さまには、この協議後、2月下旬をめどに、資料内にも記述しておりますが、場合によっては、もう少し早い段階で皆さまにアンケートを配布しまして、今後の意見交換のあり方についてご意見を頂戴できればなというふうなところを考えているところです。

アンケートのテーマとしては、先ほど述べた2点です。今後の意見交換事項の希望、もう1点が意見交換の開催形態のご希望。続きまして、アンケート対象者というところがございますが、各自治会の自治会長と、それと併せまして、自治会長以外の方の住民の方、この2種類を考えているところがございます。

まず自治会長というところがございますけれども、各自治会の代表者としてのご意見を頂戴できればなど考えているところがございます。自治会長の中でも、今年度この問題に初めて携わられたというような方もいらっしゃるというところは承知をしておりますが、一方で、この連絡協議会も今年度第4回目ですので、この連絡協議会の進行の方法や、RD事案での問題についてご意見をいただくというところを考えておりますので、自治会長については全員回答という考えでおります。

もう1種類が7自治会長以外の住民の方でございます。RD事案は、自治会長以外の住民の方で、長らくこの問題関わっていらっしゃる方もいらっしゃるの、そういった方の意見も頂戴したいので、7自治会長以外の住民の方にも意見をいただければというようなところがございます。

このアンケートの趣旨といたしましては、多数決で方向性を決めるというようなものではございません。あくまで多様な意見を吸い上げて、そのいただいた意見を基に考えるというようなところができればという趣旨でのアンケートですので、ぜひ忌憚のないご意見いただけたらなと思っております。

次回、6月ごろの連絡協議会では、皆さまからの意見の公開と、また今後の意見交換のあり方を検討したいというようなところを予定している状況でございます。なお、アンケートにつきましては、郵送、メール、いずれでも受け付けする予定をしております。アンケート用紙に関しては後日ホームページに掲載します他、各自治会長宛てにメールと書面で配布をできるかなというところ考えている状況でございます。

駆け足になりましたが、以上でございます。こちらの今後の連絡協議会のあり方につきましては、今日は説明のみさせていただきまして、また具体的なご意見につきましては、アンケートをいただきつつ、こちらで検討を進めさせていただければと思います。アンケート、急ですけれども、ご回答のほどよろしく願いいたします。すいません。以上です。

司会：ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。質問、ご意見等よろしかったでしょうか。

それでは、議事のほうは以上にいたしまして、最後に全体を通しまして何かご質問やご意見等ございますでしょうか。じゃ、栗東ニューハイツさん。

住民：この協議会にも何度か顔を出していただきました。〇〇さんが去年の暮れお亡くなりになりました。ニューハイツは、この問題が起きてから、〇〇さん、それから〇〇さん、そして〇〇さんと、この間、積極的に活動されていた3人を失うことになりました。アーカイブの説明で、どこかにそういうことを書いていただけないかなという気がするんです。どこでもいいですから、アドバイザーの先生、ご冥福をお祈りいたします

という話になったんですけれども、名もない頑張った住民がいたってことをどっかに書いておいてほしいなと思ひまして、ちょっとご検討いただきたいと思ひます。

主任主事：はい。書き方については、一度検討させていただければと思ひます。

司会：他に全体を通してご質問、ご意見等ございませうでしょうか。

住民：すいません。ちょっと聞いときたいんですけれども。

司会：栗東ニューハイツさん。

住民：はい。さっきからPFOSの話がよう出てましたけれども、基本的なことですけれども、滋賀県の浄水場とかでPFOSを恒常的にチェックしてはるんですか。またチェックしてはるとすれば、その基準は何かあるんですか。

主査：県内で、全ての市町さんでどうかまでは、すいません、詳細把握しておりませうけれど、基本的には調査はされてますし、結果についてはホームページで公表されております。栗東市さんも実際されておりますし、そこはまたホームページとかのほうで数字を見てもらったと思ひますけれども、指針値は50ng/Lです。

住民：それは日本の基準ですか。

主査：日本の基準です。

住民：それを見たらいいんですか。

主査：はい。それを超えてる所はございませう。

住民：それ恒常的にチェックしてはるわけですか。

主査：年2回なり4回なり、複数回チェックは入っております。

住民：分かりました。

司会：ご質問、ご意見、よろしかったでせうか。ご質問、ご意見ないようですので、それでは事務局から次回の日程、来年度想定される協議事項につきましてお知らせいたします。

次回の本協議会の開催につきましては、6月の上中旬ごろを予定して

おります。現時点の想定ではありますが、来年度の協議事項としましては、定例の報告の他、対策工事の有効性の確認、場内の安定化のプロセスの進捗状況の報告、対策工事の有効性確認後の本協議会およびモニタリングのあり方の検討などを予定しております。

併せて皆さまもメンバーとなっております跡地協議会では、周辺地域の開発状況の報告とともに、引き続き方向性の協議を進めたいと考えております。

それでは、以上をもちまして第56回連絡協議会を閉会させていただきます。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。